

# 高知大学理工学部計量管理規則

平成29年2月27日  
規則第68号

最終改正 令和6年9月25日規則第37号

(目的)

第1条 本規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法律」という。）第61条の8第1項の規定に基づいて高知大学理工学部（以下「本学部」という。）における法律第61条の3第1項に定める国際規制物資の使用の承認を得た全ての核燃料物質の計量及び管理（以下「計量管理」という。）に関する事項を定め、もって核燃料物質の適正な計量管理を確保することを目的とする。

(計量管理責任者)

第2条 本学部における核燃料物質の計量管理のために、計量管理責任者を置くものとする。

- 2 本学部における計量管理は、計量管理責任者の責任のもとに行う。
- 3 本学部における計量管理責任者は、理工学部長とする。

(核燃料物質計量管理区域の設定)

第3条 本学部における核燃料物質計量管理区域（以下「MBA」という。）は、本学部全体をもって設定し、計量管理はこのMBAを基礎として行う。

- 2 本学部のMBAの符号は、KSGIとする。

(受入れ、払出し及び廃棄に関する手続)

第4条 計量管理責任者は、核燃料物質の受入れ、払出し及び廃棄に立ち会い、当該受入れ、払出し及び廃棄の数量をその都度記録するものとする。

(消費、損失に関する手続)

第5条 計量管理責任者は、消費、損失等により核燃料物質の増減が生じた場合には、当該増減の数量を毎月1回記録するものとする。

(事故損失又は増加に関する手続)

第6条 計量管理責任者は、事故により核燃料物質の損失又は増加が生じたとき若しくは生じたとみなされたときは、その都数量を確定し、記録を作成し、第9条に定める報告を行うものとする。

(記録)

第7条 計量管理責任者は、前3条の記録を作成し、作成後10年間本学部に保存するものとする。

2 前項の記録には、次の各号に定める事項を記録するものとする。

- (1) 在庫変動の日付
- (2) 在庫変動の原因又は理由
- (3) 受入れ又は払出し事業所名及びMBAの符号
- (4) 供給当事国（日米協定の新旧の区分を含む。）
- (5) 核燃料物質の種類
- (6) 核燃料物質の数量

第8条 計量管理責任者は、供給当事国ごとの核燃料物質の種類別の在庫量に関する記録を毎月1回作成し、作成後10年間本学部に保存するものとする。

（報告）

第9条 計量管理責任者は、国際規制物資の使用等に関する規則（令和6年原子力規制委員会規則第4号）第48条第19項の規定に基づく毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間の報告書が当該期間の経過後1月以内に原子力規制委員会へ提出されていることを確認するものとする。

2 計量管理責任者は、事故増加が生じた際、国際規制物資の使用等に関する規則第48条第27項の規定に基づく報告書が、当該事故増加が生じた月の翌月15日までに原子力規制委員会へ提出されていることを確認するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 高知大学理学部計量管理規則は、廃止する。
- 3 この規則施行の際現に廃止前の高知大学理学部計量管理規則第7条及び第8条の規定に基づき保存されている記録は、本学部に移管し、この規則の第7条及び第8条の規定を適用するものとする。

附 則（平成30年2月7日規則第49号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月25日規則第37号）

この規則は、令和6年10月1日から施行する。